



こんにちは (^_^)

居宅介護支援事業所『ケアプランセンターなごみ』です。

今回は介護保険サービス利用の流れ ⑤⑥利用開始・後についてご説明致します。

皆様、いかがお過ごしですか？毎日暑いですね。コロナウイルスの感染が爆発的に広がっています。十分にお気を付け下さいませ。

では、⑤⑥「利用開始・後」についてです。

介護保険サービスの利用の流れ

確認



- ①利用を希望する場合は市役所に申請します。
- ②認定調査を受けます。(訪問調査・主治医の意見書の作成)
- ③調査結果等をもとに要介護状態区分の判定が行われます。(審査・認定)
- ④要支援・要介護の区分が認定され、認定結果をもとに居宅介護支援事業所に依頼し、ケアマネはご利用者の要望や現在の身体状況等から判断し介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、ご提案します。
- ⑤介護サービスの利用開始
- ⑥利用開始後の利用者様の状況を電話連絡や自宅訪問により把握し、サービスの継続やケアプランの変更等を行います

⑤「サービスの利用開始」について

さあ、いよいよケアプランに沿った介護サービスの利用開始です。訪問サービス・通所サービス・福祉用具貸与など様々ありますが、**今、共通して言えることは、コロナウイルスの感染を防ぐためにもご自身やご家族様の体調に十分注意してご利用を判断して頂きたいということです。**

現在、介護サービス事業所内での感染が後を絶ちません。もちろん、事業所側では消毒や換気など感染防止対策や職員への体調管理の徹底など行っておりますが、強い感染力には残念ながら敵いません。



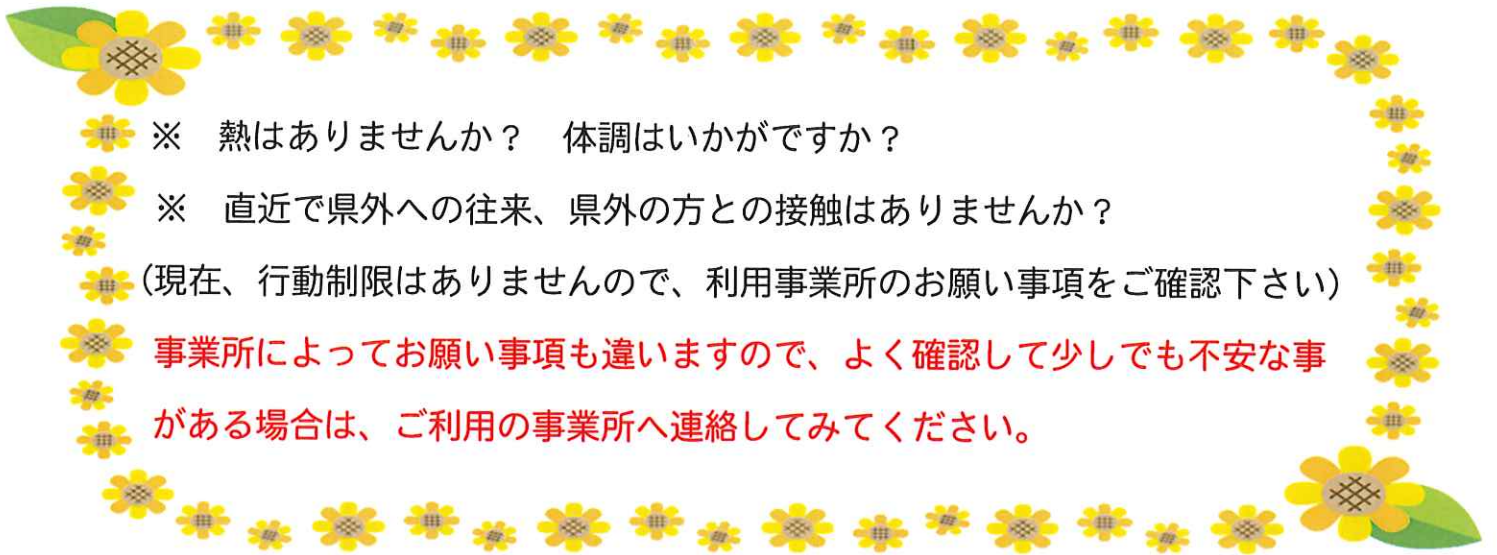
換気



消毒



パーティション



※ 熱はありませんか？ 体調はいかがですか？

※ 直近で県外への往来、県外の方との接触はありませんか？

(現在、行動制限はありませんので、利用事業所のお願い事項をご確認下さい)

事業所によってお願い事項も違いますので、よく確認して少しでも不安な事がある場合は、ご利用の事業所へ連絡してみてください。

⑥ 「利用開始後」について

ケアマネージャーはサービスを開始した後も定期的に利用者宅を訪問し、サービスに問題がないか確認をします。また、ケアプランは6か月に1回程度で必ず見直しを行います。定期訪問時など遠慮なく何でもお話下さい。

「 定期訪問 」

電話等にてご利用者様の状況や予定などを確認しながら、月に1回、次月のサービス利用表を作成しご自宅にて計画内容・利用日等の確認をお願いします。その際、事業所での様子や現在の心身の状況、その他のご要望などお伺いします。(電話にてあらかじめお伺いも致します)

ご利用の事業所はご自身に合っていますか？ 無理をしていませんか？
気になることはありませんか？なんでもお話下さい。



「お試し利用」

デイサービスや訪問入浴(事業所によって)はお試しで利用することができます。お試し利用の際のご利用料は、事業所ごとに異なりますが全て無料だったり、お昼ご飯代だけお支払い頂くというような場合もあります。

うーん、別の所に行ってみたいな。ご近所の〇〇さんが△△へ行っている。そんな時は是非お試しで利用してみましょう！ご相談ください。



ご覧いただきありがとうございました。

